

佐賀県告示第 283 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 8 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション・ALTON	多久市北多久町大字多久原 2463 番地 13	令和 2 年 7 月 1 日
なかおだクリニック	唐津市和多田本村 2 番 17- 8 号	〃
ふくしま歯科・こども 歯科	佐賀市鍋島二丁目 6-29	令和 2 年 7 月 27 日
松原入れ歯クリニック	佐賀市松原四丁目 6 番 7 号	令和 2 年 8 月 1 日
医療法人コールメディ カルクリニック佐賀	佐賀市鍋島四丁目 1 番 23 号	〃
メロディー薬局	鳥栖市蔵上 4-153	〃
湊わたなべ歯科	唐津市湊町 331-2	令和 2 年 8 月 3 日